

2017年7月10日

あゆみ製薬株式会社  
〒104-0061  
東京都中央区銀座四丁目12番15号  
歌舞伎座タワー19階  
TEL：03-6264-3540  
中村 信之 執行役員管理本部長  
小嶋 芳昭 経理財務部長

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」へのコメント

質問1(ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権(以下「有償新株予約権」)の発行は、公正な発行価格に対して発行体が現金を対価として受け取り、新株予約権を付与する有価証券取引であり、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しない。

当社は有償新株予約権を株主総会に付議する議案に関する取締役会決議に先立ち以下の検討を経て発行した。

1. 法律上の検討を踏まえた手続

当社の法務アドバイザーに発行書類及び決議手続き、その他付与にかかる必要書類のレビューを依頼し、会社法上の手続きの適法性の確認を行った。

2. 公正価値の検討

第三者評価機関による新株予約権の価値評価報告書の取得。

### 3. 税務上の検討

当社の税務アドバイザーに有償新株予約権の税務上の取扱いの確認を行った。

### 4. 監査法人に対する説明

当社の監査法人に有償新株予約権の公正価値、法的性質を説明した上で、当該取引の会計処理を説明し理解を得た。

### 5. 監査役に対する説明

株主総会に付議する議案に関する取締役会の決議に先立ち、当社の社外監査役に対し、有償新株予約権の法的検討、税務上の取扱い、監査法人との会計処理の確認状況を説明し、理解を得た。

当社は発行時の従業員等への説明会においても、有償新株予約権の発行は、当社の株主であるユニゾン・キャピタル 3 号投資事業組合等ファンドが、当社の企業価値向上の成果を共有するために、ファンド保有株式持分の希薄化を受け入れ、従業員等が当社発行の有価証券に公正価値をもって投資する機会を提供するものとの説明を行った。但し、権利確定には一定の業績達成要件が課されており、当社の中期経営計画の水準と比較しても達成ハードルはそれなりに高く権利喪失の可能性があること、また当社の将来の株式価値が伸び悩み、ファンドの売却株価が有償新株予約権の行使価格を下回った場合には経済的な便益が得られないこと、かついずれの場合も当初払い込む発行価格の返還がないことも説明した。ゆえに、  
割当数に対して申込みを行うかどうかは個々の投資判断であり、申込みの有無が今後の評価に一切影響しないこと、を重ねて説明した。個々の従業員等への割当メカニズムは株主であるファンドが決定しており、よって当社の有償新株予約権は報酬としての性質を持たない。実際の応募率は発行回によって異なるがいずれも 100%ではない。

発行価格は第三者評価機関と慎重に議論し、将来キャッシュ・フローの発生確率に基づくオプション価値評価理論により算定された結果をもって公正価値を決定している。会社と新株予約権者が相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と発行時点でのオプション価値がイコールであり、その他の経済的利益は具体的には存在しない。

会社法上も新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで発行される制度であることから、従業員等に財産上の利益を付与するものではなく、役員報酬決議や事業報告における開示の対象とならないと整理されている。

監査法人との協議では、その性質や公正価値について質疑応答を行った上慎重に議論した結果、理解を共有した上で発行の意思決定に至り、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理を行い、監査法人からも当該会計処理について修正を要する監査差異の指摘はなかった。

有償新株予約権の発行についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で、本公開草案は独自の解釈を示すものであり、却って実務に混乱を生じさせるものとなっている。

なお本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

#### 質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

##### 【意見】

この提案に同意しない。

##### 【理由】

質問1の理由に記載の通り。

#### 質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

##### 【意見】

この提案に同意しない。

##### 【理由】

質問1の理由に記載の通り。

#### 質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

##### 【意見】

この提案に同意しない。

【理 由】

質問 1 の理由に記載の通り。

質問 5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意 見】

有償新株予約権の発行についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的であり、監査でも従前の会計処理が適正であるとされてきたものが、解釈が変わらざるを得ないとすればその理由はなにか。

以 上